

一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）」第21条の規定に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 申請手数料は、一の建築物ごとに建設地に応じ別表に定める額とする。ただし、センターが必要と認める場合、これによらないことができる。なお、本項の規定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合を含む。）、それぞれ別の建築物とみなして適用する（計画の変更の場合を含む。）。

(手数料の収納方法)

第3条 センターは、構造計算適合性判定業務の申請を引受けたときは、第2条に規定する手数料をセンターが指定する金融機関の口座に、振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが必要と認める場合においてはこの限りではない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第4条 センターは、業務規程第23条の規定により手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

判定手数料（建設地が埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の場合） 単位：円

床面積	大臣認定プログラム及び大臣認定プログラム以外
1, 000 m ² 以内	216, 000
1, 000 m ² 超え 2, 000 m ² 以内	276, 000
2, 000 m ² 超え 10, 000 m ² 以内	349, 000
10, 000 m ² 超え 50, 000 m ² 以内	514, 000
50, 000 m ² 超え	859, 000

- ※ 1 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算により行われた判定手数料の額は、別に定める。
- ※ 2 センターが適合判定通知書を交付した建築物について、その計画を変更して建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合の判定手数料の額は、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）により算定する。
- ※ 3 電子申請における紙面による適合判定通知書の発行手数料の額は、1 通につき 2, 000 円とする。
- ※ 4 適合判定通知書の交付証明の申請手数料の額は、申請 1 件につき 4, 000 円とする。
- ※ 5 適合判定通知書の再交付手数料の額は、1 通につき 5, 000 円とする。